

アメリカ合衆国

国の概要 (外務省 HP より)	面積	9,628,000 km ²
	人口	3 億 2775 万人 (2018 年 5 月 米国国勢局)
	首都	ワシントン D.C.
教育行政組織		
	国	連邦政府 (権限を州に委譲)
	地方	州 (50 州と特別区) と学区 (約 10,000)
教育課程基準		各州・学区のコアカリキュラム, カリキュラム・ガイドライン, ガイド。ノース・カロライナ州では、日本と同様の Standard Course of Study (学年別基準と特定教科別基準) (5~7 年毎に改訂) を定めている。 連邦レベルでのコモンコア・スタンダード (いくつかの教科)。
教科書制度		
	教科書の定義	デジタル教科書・教材の発展にともなって、各州では法令で教科書・デジタル教科書の定義を定めるようになってきた。およそ 22 州で定義が行われている。紙の教科書とデジタル教科書を別々に定義する州や統一的に定義している州もある。アリゾナ州では「教科書とは、印刷教材あるいはデジタル・コンテンツ、あるいはその双方で、学校で使用することを目的として執筆あるいは出版されているもの」。またメリーランドでは、「デジタルリソース」の定義の中で「教授学習を支援するデジタル教材及びテクノロジー」とし、ソフト等も含められている。教科書等の定義が行われていない州としては、ミシガン、ミネソタ、オハイオなどがある。
	発行主体	民間、自由。全米で 90 社近くあるが、統合・合併 (コングロマリッド化) が進展し、Big5 といわれる巨大教科書出版社が市場を占めている (McGraw-Hill, Houghton Mifflin Harcourt, Pearson Education, Scholastic, Carnegie Learning)。
	国定, 検定, 認定などの制度	特にないが、各州 (あるいは学区) における採択の時点で、その州 (あるいは学区) のガイドライン等に合致しているかが検討され、合致しているものが公費で購入可能な教科書として採択され、選定リストに載る。
	採択・選定などの制度	採択は採択委員会、5~7 年周期。選定は選定リストの中から学校が行う。
	使用義務の有無	なし。教科書依存は高い。
	有償・無償	無償
	給与・貸与	貸与。教科書の値段は高い (学校が購入)。
	教科書の特色	厚い、重い、判も大きく、写真・図表等もカラフル、生徒はロッカーで保管。
デジタル教科書の状況		日本のように指導者用デジタル教科書と学習者用デジタル教科書の区別はなく、各教科書会社によって開発、販売されている。 デジタル教科書が日常的に使われている学区もある。